

糸島市補助金設計書

所管課 子ども課

補助金名称	保育所等ICT化推進事業補助金
区分	⑥国県制度事業補助
該当例規等	保育対策総合支援事業費補助金交付要綱 保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進事業）

【長期総合計画体系】

基本目標1_未来社会で輝く子どもを育むまちづくり

政策2_保育・学校教育の充実

施策④_安全・安心に学習できる教育環境の整備

1 補助の目的

保育所等における業務のICT化を推進することにより、保育士の業務負担の軽減を図り、保育士が働きやすい環境を整備することを目的とする。

2 成果指標

指標①	事業実施前後を比較し、業務負担が「軽減された」と回答した保育所等の割合		
目標値①	70	(単位)	%
指標②		(単位)	
目標値②		(単位)	
指標③		(単位)	
目標値③		(単位)	

3 補助対象事業・補助対象者

【補助対象事業】

①保育所等における業務のICT化を行うためのシステムの導入事業
(保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務に係るシステムを導入する事業)

②通訳や翻訳のための機器の導入事業
(外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器を新たに購入等する事業)

【補助対象者】

私立保育所等

4 補助対象(外)経費

【補助対象経費】

事業を実施するために必要なシステムの導入費用、リース料、工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

【補助対象外経費】

5 補助率・補助限度額、積算根拠

【補助率】 75 % 又は 分の

【補助限度額】 円

【積算根拠ほか】

①保育所等における業務のICT化を行うためのシステムの導入事業

1施設当たり1,000,000円

②通訳や翻訳のための機器の導入事業

1施設当たり150,000円

(負担割合:国1/2、市1/4、事業者1/4)

6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

令和 4 年度 まで